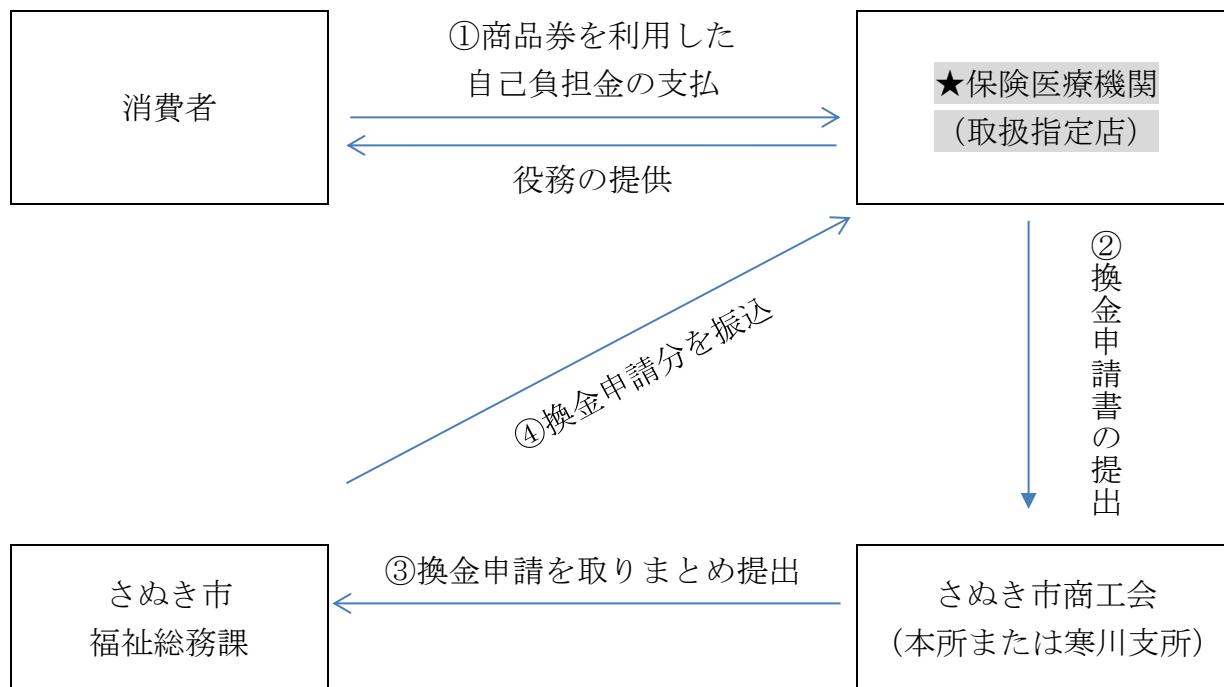


プレミアム付商品券換金手続について

■フローチャート

下記の流れで換金を行います。



◆ 上記図の①商品券を利用した自己負担金の支払について

既存の「さぬき市共通商品券」と間違わないように受領してください。

◆ 上記図の②換金申請書の提出について

消費者と取扱指定店との間で商品券による取引があった場合、換金申請書（様式第4号）を作成し、引換済みの商品券を添えて、さぬき市商工会へ提出ください。換金申請書の提出締切は、毎月5日、15日、25日の3回となります。

なお、上記日程が土日祝の場合、その前のさぬき市商工会営業日が締切日となります。

記

換金申請受付場所	さぬき市商工会本所（さぬき市志度5385番地30） さぬき市商工会寒川支所（さぬき市寒川町石田東甲330番地）
換金申請受付時間	平日（月～金）午前8時30分～午後5時 【年末は、12月27日（金）まで、年始は、1月6日（月）から受付】

■商品券取扱及び換金等にあたっての注意

- ①商品券の額面に満たない利用に対して、つり銭は出さないでください。
- ②商品券の破損、汚損の程度が激しい場合は、その受取を拒否することができます。
- ③商品券の取引において、偽造または不正使用等が明らかな場合は、商品券の受取を拒否するとともに、速やかに市へ報告してください。また、取扱店が換金のために申請した商品券が偽造または不正使用等が明らかな場合、その券は換金できません。
- ④換金申請書は、申請者欄と捨印欄の2か所に押印が必要です。
- ⑤商品券を受け取った場合は、再流通を防止するため、引換済みの商品券（換金申請書に添付する）の裏面に店舗名、住所、氏名等の記入が必要です。
- ⑥換金申請の締切日後、振込予定日については、以下のとおりです。
（換金申請締切日） 5日 ⇒（振込予定日）同月25日
（換金申請締切日） 15日 ⇒（振込予定日）翌月5日
（換金申請締切日） 25日 ⇒（振込予定日）翌月15日
なお、振込日が土日祝の場合、翌営業日が振込日となります。
- ⑦指定店が受け取った商品券は、再使用できません。

■取扱指定店登録について

- ①取扱指定店に違反があった、もしくは登録内容に虚偽または不正があった場合は、登録を取り消すことがあります。
- ②交付された登録証から代表者や住所及び口座番号等の変更が生じた場合、「指定店登録申請書（変更）」の提出が必要のため、福祉総務課までご連絡ください。
- ③登録を受けた医療保険機関自らの都合で取り消しを希望する場合は、「指定店廃止届」の提出が必要のため、福祉総務課までご連絡ください。廃止に伴い指定店登録証及びステッカーは、福祉総務課へご返却いただきます。

【問合せ先】

〒769-2395

さぬき市寒川町石田東甲935番地1

さぬき市寒川庁舎 健康福祉部福祉総務課

プレミアム付商品券係

TEL 0879-26-9930